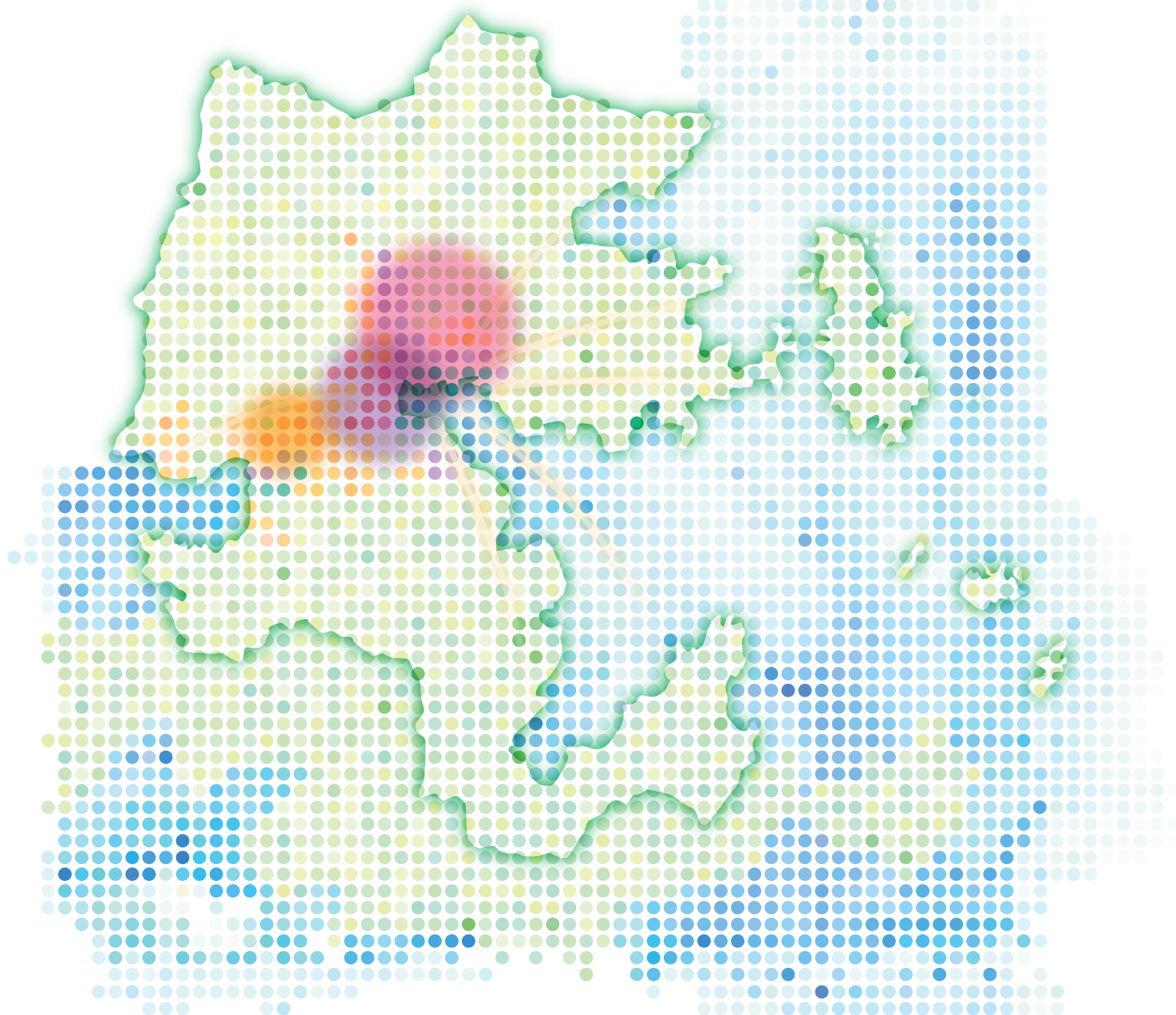


女川町都市計画マスタープラン

【概要版】



令和5年3月

序章 はじめに

1. 都市計画マスタープランとは

本編P. 3

都市計画マスタープランとは、都市計画法第18条の2の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、将来ビジョンを確立し、その実現に向けて、都市計画の方針を明らかにするものです。

2. 女川町都市計画マスタープランの概要

本編P. 3～ 5

(1) 位置づけ

女川町都市計画マスタープランは、「女川町総合計画2019」「第2期女川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、県が定める「石巻広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画法第6条の2）」に即して定めるものです。

(2) 改定の背景・目的

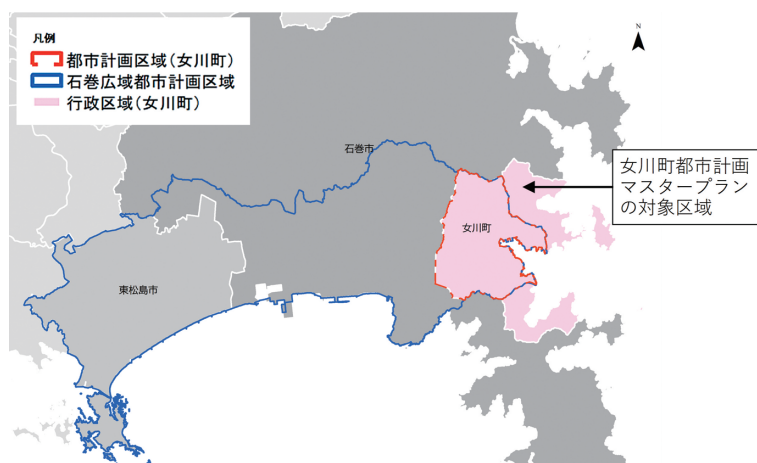
女川町では、東日本大震災とその後の復興まちづくりを経て策定した行政運営の指針を示す「女川町総合計画2019」を踏まえ、復興後のまちづくりの方針を示すことを目的に、女川町都市計画マスタープランを改定するものです。

(3) 目標年度

本マスタープランは、20年後の令和24（2042）年度を見据えたまちづくりの目標を定めるものとし、具体的な方針や施策については、概ね10年の令和14（2032）年度を見据えた計画とします。

(4) 計画対象区域

本マスタープランは、女川町全域を対象区域とします。ただし、部門別の施策の方向性を示す部門別方針については、都市計画区域全域を対象とします。



(5) 計画の構成

本マスタープランは、「女川町の現況と課題」、「全体構想」、「計画の実現に向けて」の3つの章で構成します。

3. 上位・関連計画

本編P. 6～ 7

■ 女川町総合計画2019（平成31（2019）年3月）

めざす将来像

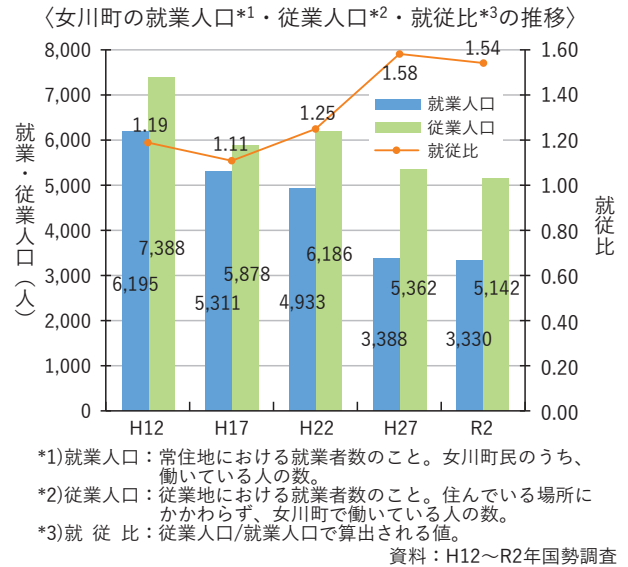
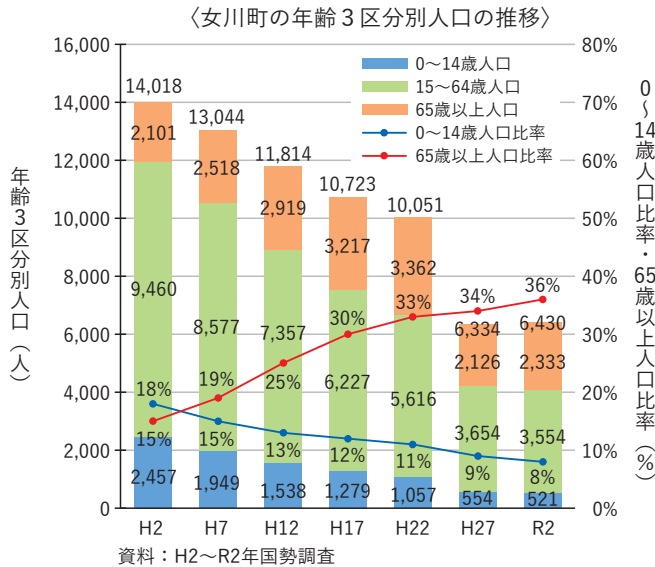
「いのち」と「くらし」をみんなが紡ぐまち

第1章 女川町の現況と課題

1. 女川町の現況

本編P.11～26

- ・令和2年の総人口は6,430人で平成27年から微増
- ・震災前、震災後とも自然減、社会減の傾向にあるが令和元年は社会増
- ・本町の就従比は1.0を上回っており、周辺市町村から労働力が流入している状況
- ・製造品出荷額等は震災前の5割程度まで回復、水揚金額は震災前の水準にほぼ回復
- ・都市計画道路の未整備率は11%、6路線のうち3路線が完成
- ・市街地内に土砂災害警戒区域等が多数分布
- ・景観ガイドラインによるまちなみが商業地や住宅地に形成



2. 女川町に対する町民等の意向

本編P.27～29

- ・町民の63%が「住みやすい」または「どちらかと言えば住みやすい」と感じている
- ・住みにくい理由として「買い物などの日常生活が不便」が最も多い
- ・まちづくりの課題として「町内の移動手段の多様化・利便性の向上」が最も多い

3. 社会・経済の動向

本編P.30～31

- ・人口減少・少子高齢化の進行
- ・社会インフラの老朽化
- ・公民連携まちづくりの多様化
- ・自然災害の頻発・激甚化
- ・財政制約の深刻化
- ・都市再生特別措置法の改正

4. 本町の復興まちづくりのあゆみ

本編P.32

- ・H23 (2011) . 3 東北地方太平洋沖地震発生
- ・H23 (2011) . 9 女川町復興計画 策定
- ・H24 (2012) . 9 被災市街地復興土地地区画整理事業 事業認可
- ・R 1 (2019) .12 被災市街地復興土地地区画整理事業 換地処分

5. まちづくりの課題

本編P.33～35

- ①町民の命を守る自然災害への対応
- ②歩いて暮らせる環境の確保
- ③良好な景観づくりの持続
- ④様々な働く場・機会の確保
- ⑤公民連携による維持管理・資源活用
- ⑥子育て世代が住みたくなる生活環境の充実
- ⑦公共建築物等の老朽対策
- ⑧移住を促進する受け皿の確保

1. 基本構想

本編P.39～50

(1) めざす将来像

「いのち」と「くらし」をみんなが紡ぐまち

本マスタープランでは「女川町総合計画2019」における「女川町のめざす将来像」の実現に向け、これからのまちづくりの方針を示していきます。

(2) 目標人口

上位計画である「第2期女川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」における人口見通しを、本マスタープランにおける人口の将来フレームとして位置づけ、20年後の令和22年の将来人口である3,970人～4,467人を見据え、まちづくりを進めていきます。

(3) まちづくりの視点

◎復興から日常へ

- ・東日本大震災からの復興まちづくりの推進により、女川町民の新たな暮らしが新しいまちに定着しつつある
- ・子どもからお年寄りまでの誰もが、衣・食・住において豊かで快適な日々の暮らしを送れることが重要

◎“女川”の継承と創造

- ・新たに整備された社会インフラや景観、震災前から受け継いだ歴史と自然は、女川の今と未来の暮らしを支える大切な資産である
- ・これらを次の世代へ受け継いでいくことが重要

◎連携・つながりの多様化

- ・復興まちづくりは行政による基盤整備のほか、民間の主體的な取組によって進められた
- ・これからのまちづくりは、この経験、知見をもとに公民の連携に一層取り組んでいくことが重要

(4) まちづくりの方針

「いのち」

1. 安全・安心のまちづくり

- ①豪雨等に係る災害リスクへの対応
- ②避難機能の強化
- ③災害対応力の強化

「くらし」

2. 豊かに暮らせるまちづくり

- ①女川町への移住・定住の促進
- ②日常生活サービスの充実
- ③多様な移動手段の確保
- ④緑の空間の活用
- ⑤持続可能な集落環境の創出

「紡ぐ」

3. 未来につなぐまちづくり

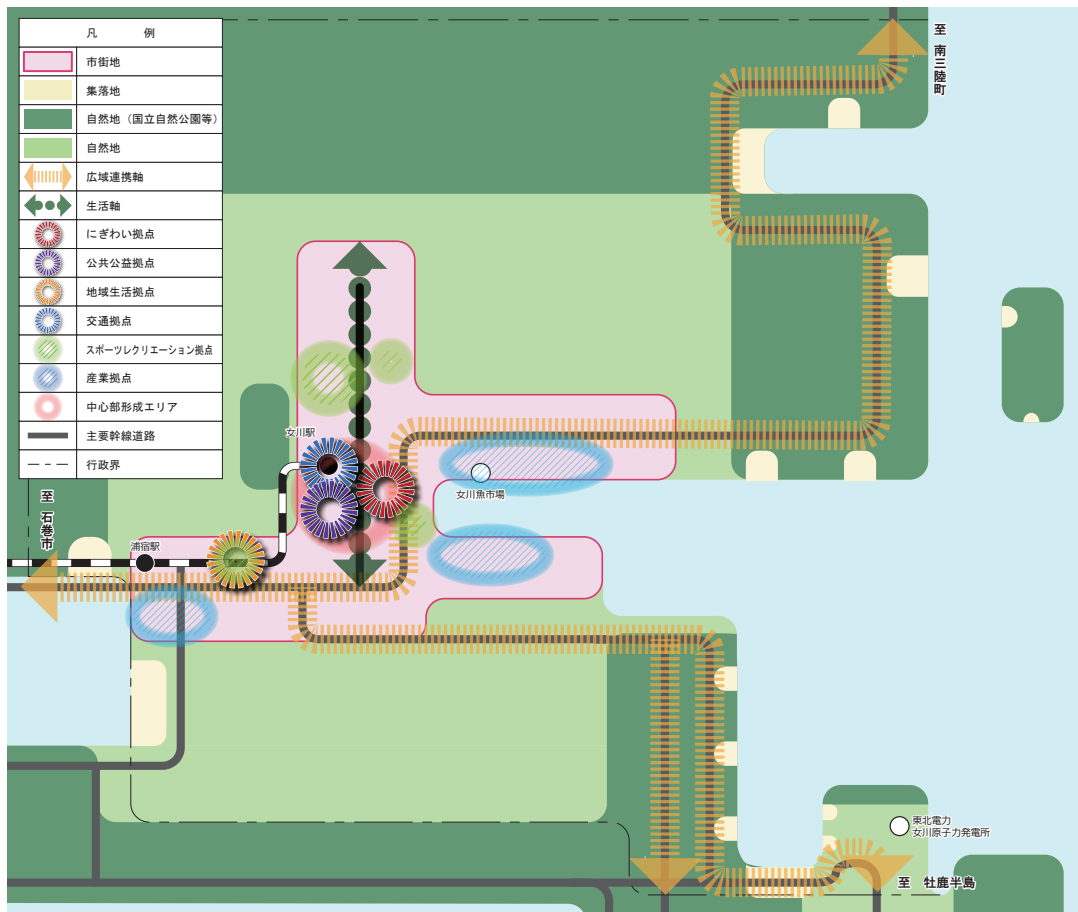
- ①美しい景観の継承
- ②豊かな自然環境の保全
- ③公共建築物・インフラ施設の長期的な維持管理
- ④産業基盤の維持・充実

「みんな」

4. 協働によるまちづくり

- ①公民連携の推進
- ②町民主体の活動の支援
- ③交流人口・関係人口の拡大

(5) 将来都市構造



■市街地

公共公益拠点	町役場、女川小学校・中学校、地域医療センターを含む一帯を「公共公益拠点」として位置づけます。公共公益サービス提供の拠点として機能の維持を図ります。
にぎわい拠点	女川駅前商業エリアとその周辺を「にぎわい拠点」として位置づけます。町民同士の交流、町民と来訪者との交流、日常生活と非日常の交流が生まれる場として、機能充実や公共空間の活用を図ります。
交通拠点	女川駅とその周辺を「交通拠点」として位置づけます。本町内外の交通結節点として、交通結節機能や観光交流機能の維持・充実を図ります。
スポーツレクリエーション拠点	女川運動公園、女川スタジアム公園、女川町海岸広場、旧女川第一小学校跡地を「スポーツレクリエーション拠点」として位置づけます。町民の健康づくりや憩い、コミュニケーションの場として、また、スポーツや観光の拠点としてその積極的な活用を図ります。
産業拠点	女川湾沿岸や万石浦沿岸を「産業拠点」として位置づけます。水産加工工場等の集積や新たな観光資源としての整備を推進します。
地域生活拠点	旧女川第一小学校跡地を「地域生活拠点」として位置づけます。子育てや社会教育のための機能等、地域活動の拠点となる施設整備を推進します。
中心地形成エリア	公共公益拠点、にぎわい拠点、交通拠点が集中する一帯を「中心地形成エリア」として位置づけます。町民の生活を支える都市機能の集積地として、機能集積・強化を図ります。

■集落地

市街化調整区域及び都市計画区域外の集落を「集落地」と位置づけ、既存集落の暮らしの維持を図ります。

■自然地

市街地後背の丘陵地を「自然地」と位置づけ、市街地からの景観等に配慮した規制・誘導にも取り組み、森林の保全や活用を図ります。国立自然公園や国定公園、保安林等については、森林環境や生態系の保護に努めます。

■広域連携軸

国道398号、主要地方道女川牡鹿線及び一般県道牡鹿半島公園線を「広域連携軸」として位置づけます。町内外の様々な資源、機能をつなぐための整備を推進します。

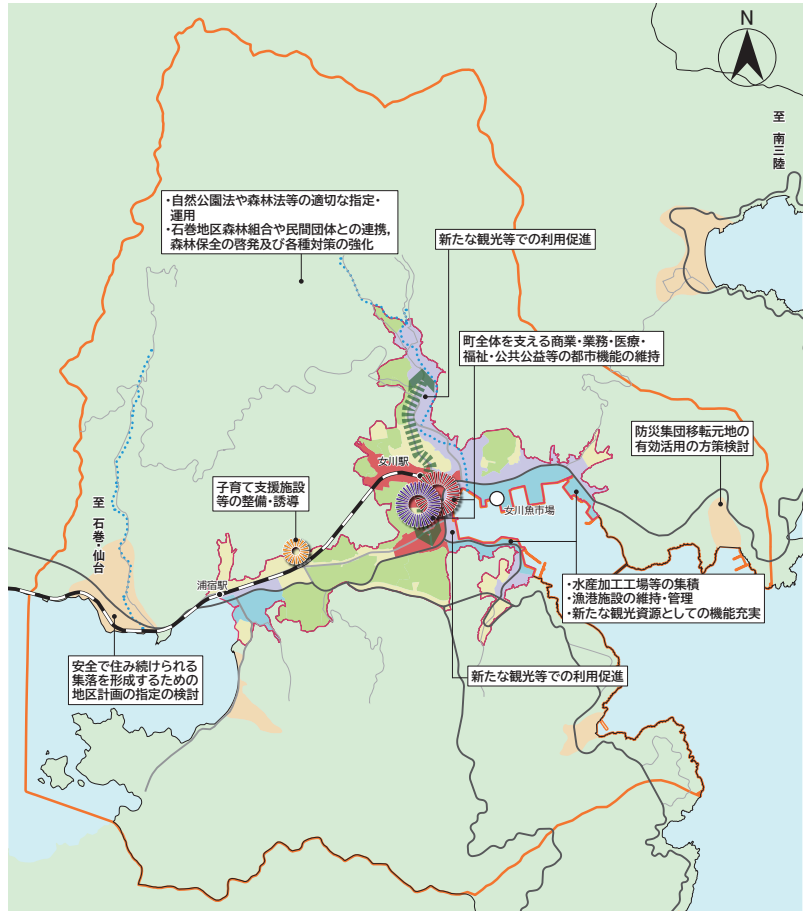
■生活軸

(都)堀切山駅前線及び(都)駅前清水線を「生活軸」として位置づけます。生活軸の沿線のにぎわい拠点や公共公益拠点等の生活に必要な拠点機能を集約して配置します。

(1) 土地利用

- ①市街地中心部に整備・誘導した都市機能の維持・多様化
- ②拠点との機能連携によるコンパクトな復興住宅地の維持
- ③既存市街地における生活拠点の形成及び住宅地環境の改善
- ④町の活力を支える水産業等の産業地の機能充実
- ⑤市街地・集落を囲む森林の保全
- ⑥住み続けられる集落環境の形成

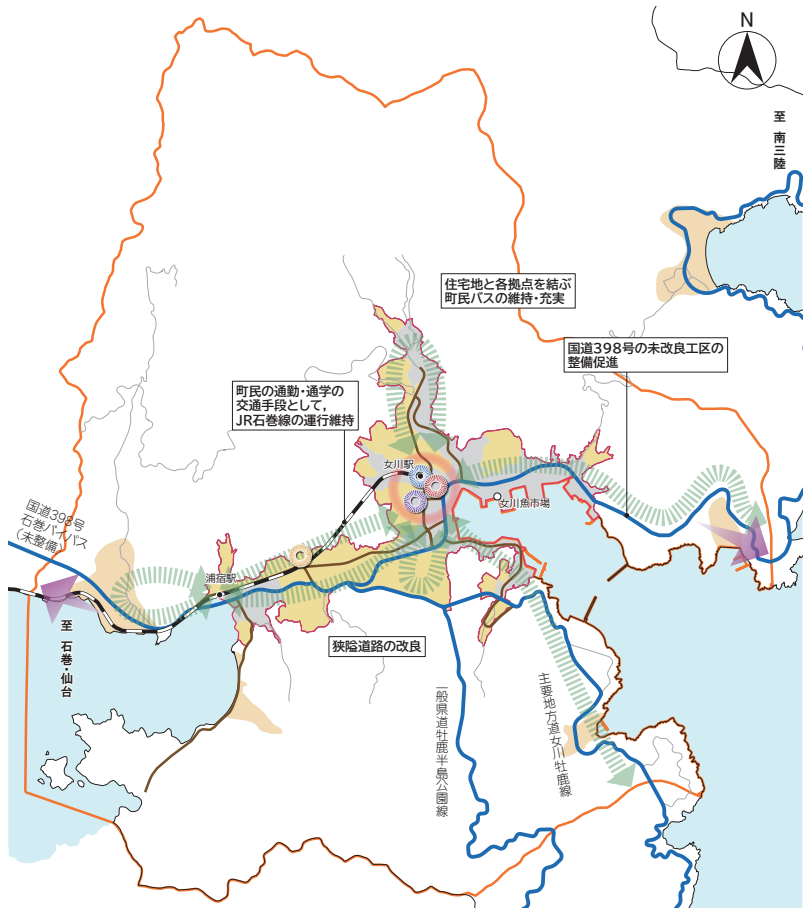
凡	例		
自然地		賑わい拠点	
専用住宅地		公共公益拠点	
一般住宅地		地域生活拠点	
商業業務地		交通拠点	
各種業務地		生活軸	
産業地		河川	
集落地		市街化区域	
		都市計画区域	



(2) 交通

- ①日常生活の足である公共交通の維持・充実
- ②町内外の移動を支える幹線道路網の早期完成
- ③既存市街地における生活道路空間の確保
- ④道路・橋梁等の計画的な維持管理の推進

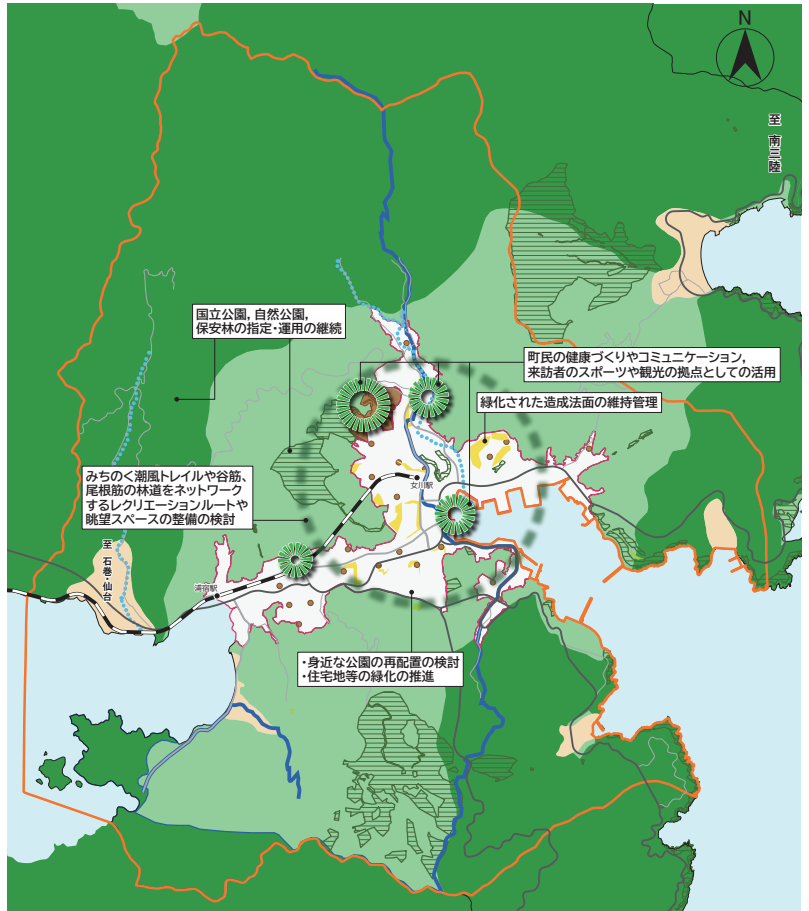
凡	例
	主要幹線道路
	幹線道路
	にぎわい拠点
	公共公益拠点
	地域生活拠点
	交通拠点
	中心地形成エリア
	町民バスサービス
	住宅地
	住宅地以外の市街地
	集落地
	市街化区域
	都市計画区域



(3) 緑









- ①市街地を囲む緑の保全及び観光・レクリエーションへの活用
- ②公民連携による大規模な公園・広場の維持、活用
- ③市街地の身近な緑の創出

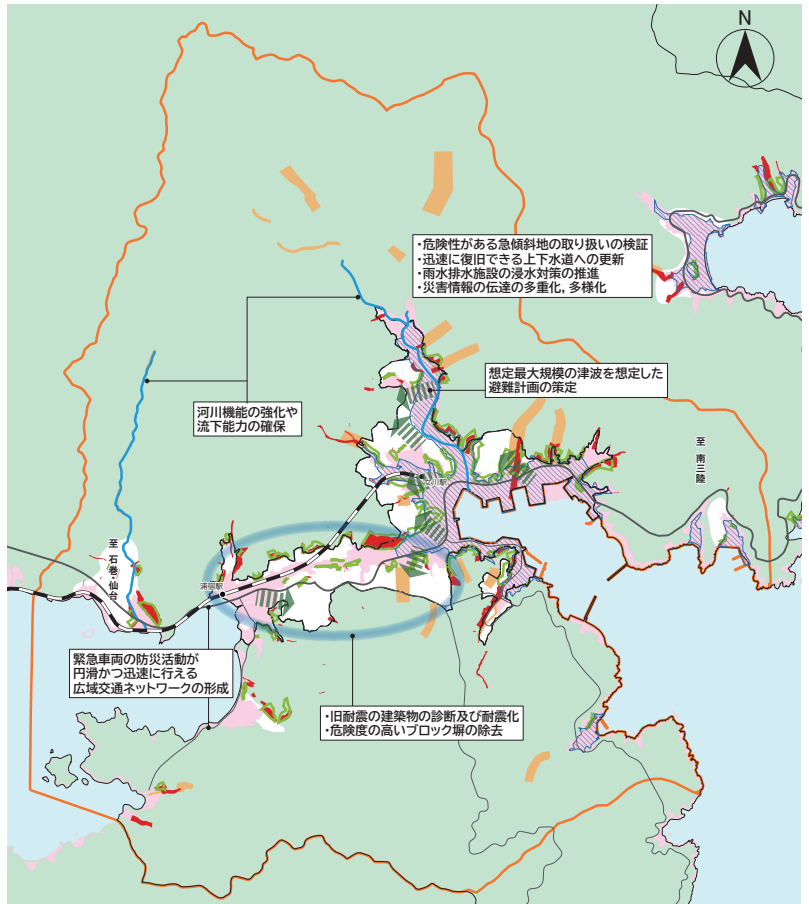
凡 例	
	公園・広場
	自然地
	国立公園、自然公園
	保安林
	造成法面
	集落地
	スポーツ・レクリエーション施設
	緑の環
	河川
	みちのく潮風トレイル
	市街化区域
	都市計画区域



(4) 防災・減災












- ①豪雨等による災害リスクの解消及び軽減
- ②地震、浸水に強い建築物及び基盤施設の普及
- ③円滑かつ迅速な避難及び災害復旧等、発災時の対応力の強化

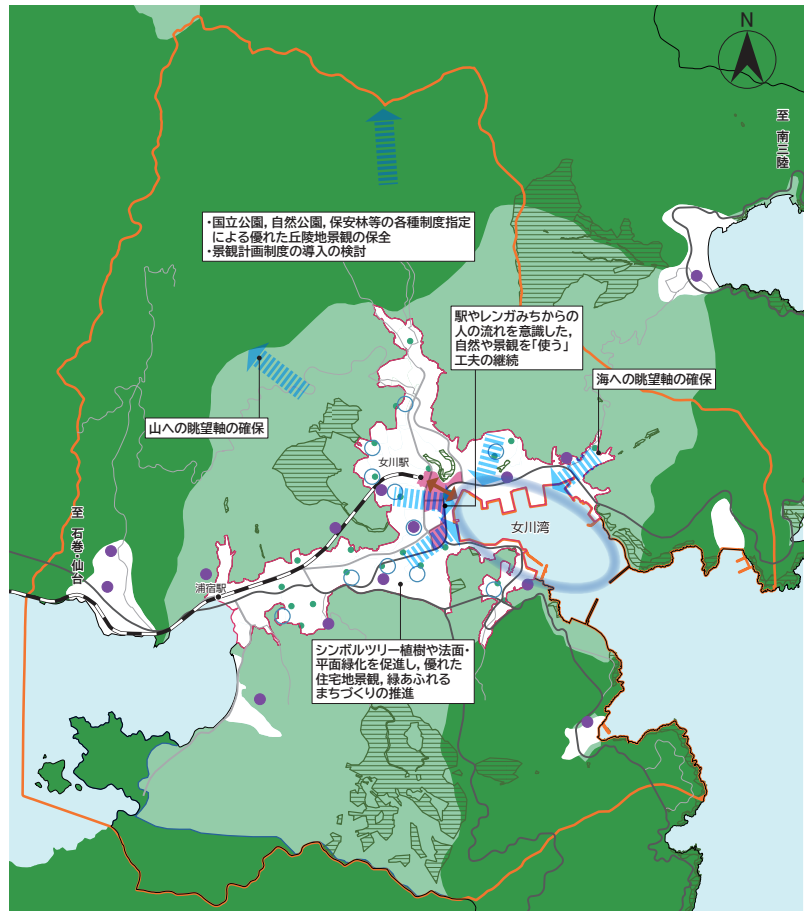
凡 例	
	想定最大規模の浸水想定区域
	災害危険区域
	砂防指定地
	急傾斜地崩壊危険箇所
	土砂災害特別警戒区域
	自然地
	河川
	市街化区域



(5) 景観

- ①優れた自然地景観の保全
- ②海・山への眺望と緑を確保した市街地景観の保持・形成
- ③景観に配慮した公共空間の保持・整備

凡 例	
	自然地
	国立公園、自然公園
	保安林
	寺院・神社
	震災遺構
	ガイドラインによるまちなみの形成
	ガイドライン対象地域(商業)
	レンガみち
	眺望軸
	市街化区域
	都市計画区域



(6) 住宅・住環境

- ①移住・定住を促進する受け皿の確保
- ②良質で快適な住宅供給の促進

(7) その他施設等

- ①公共建築物の長寿命化の推進
- ②公共建築物の統廃合、遊休施設等の公有財産の活用推進
- ③下水道施設の適切な整備・運営の推進

第3章 計画の実現に向けて

本編P.75～79

(1) 重点的な取組

- ①コンパクト・プラス・ネットワークの取組の推進
- ②景観形成の取組の継承
- ③移住・定住に係る取組の強化

(2) 都市計画制度等の活用

- ①土地利用制度の適切な運用
- ②町の暮らし・産業を支える都市計画の運用

(3) 多様な主体によるまちづくりの促進

- ①民間主体のまちづくりの促進
- ②住民参加の推進及び町外居住者のまちづくり参加の促進

(4) まちづくりの推進体制の強化

- ①庁内の推進体制の強化
- ②国、県及び周辺自治体との連携、協力の強化

(5) 計画の管理・見直し

- ①施策の方針の進行管理
- ②計画の見直し